

「指定通所介護事業所及び滝上町日常生活支援総合事業所（通所型サービス）」
利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と _____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人滝上福祉会（以下「事業者」という。）は利用者が溪樹園デイサービスセンターにおいて通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、運営規程、重要事項説明書による説明を受け、同意しましたので次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令に従い、毎年度「事業計画書」を策定し、通所介護サービスの提供体制を整えます。利用者個々には、その能力と希望・要求等に応じたサービスを提供します。そのサービス内容については、利用者及び契約者との協議に基づいて個別の「通所介護（通所型サービス）計画書」として作成し、利用者及び契約者の確認を受けるものとします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、契約の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約終了もしくは文書による契約解除の申出のない場合には、自動的に契約更新となります。

第3条（利用料の支払）

- 1 利用者及び契約者は、利用者が「通所介護（通所型サービス）計画書」によって受けたサービスについて、介護報酬の公示上の額とする（別紙ア・イによる）利用料、食費一部負担金を1か月ごとに計算し請求しますので、請求月の25日までに、以下の方法でお支払い下さい。
 - ①事業所口座への振り込み
 - ②現金を直接持参
- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払とする。（別紙ウによる）
 - （1）食費一部負担金を除く、食費（食材料費を含む）及び日常生活上の経費や行事・趣味活動に係る経費
但し、これらの経費には、滝上町の委託費が支出される
 - （2）その他利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費

第4条（利用の変更）

利用者及び契約者は、サービス利用休止などの変更のある場合には、利用予定日の2日前までに、必ず電話等にて連絡します。

第5条（利用者及び契約者の解除権）

利用者及び契約者は、いつでもこの契約を解除することができます。

第6条（事業者の解除権）

事業者は、利用者及び契約者の著しい不信行為により、契約を継続することが困難と判断した場合に、その理由を明記した文書を提示したうえで契約を解除することができるものとします。この場合には、サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等にその旨を連絡します。

第7条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、契約終了となります。

- （１） 利用者が介護保険施設に入所した場合
- （２） 利用者が介護認定で自立となった場合
- （３） 利用者が死亡した場合

第8条（事業者の義務）

- 1 利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- 2 利用者の体調・健康状態等をみて、医療処置が必要と判断した場合には医療機関等と連携し、必要なサービスを迅速に実施します。
- 3 利用者に対するサービスの提供記録を作成・保管し、契約者の求めに応じて閲覧できるようにします。
- 4 利用者及び契約者に係る守秘事項を第三者に漏らしません。これは契約が解除された後も守ります。
- 5 常に利用者及び契約者の希望等を聞いてサービスを提供するように配慮しますが、利用者及び契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。
- 6 前5項を含むサービス提供において、事業者の責に帰すべき事由によって利用者及び契約者に与えた損害については誠意をもって対処し、賠償する責任を負います。

第9条（利用者及び契約者の義務）

- 1 利用者が当施設以外の施設を利用する場合には、事業者の許可を得てから使用します。
- 2 利用者及び契約者は、「通所介護計画書」及び「通所介護（通所型サービス）計画書」作成にあたって、心身の状況・病歴等の必要事項を担当職員に告知します。

第10条（連帯保証人）

- 1 契約者は連帯保証人となり、連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じ

る利用者の債務を負担するものとする。

2 前項連帯保証人の負担は極度額 15 万円を限度とする。

3 連帯保証人負担する債務の元本は、利用者または連帯保証人が死亡したときに確定するものとする。

4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第 11 条（誠意処理）

この契約書に定められていない事項については、良識に従うものとし、問題等が生じた場合には、事業所は利用者及び契約者と誠意をもって協議し、円満な解決に努力します。

この契約を証するため、本書 3 通を作成し記名捺印したうえで、各自 1 通を保持するものとします。

令和 年 月 日

紋別郡滝上町字オシラネツプ原野 280 番地

事業者 社会福祉法人滝上福祉会
理事長 大野 徹

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

<別 紙>

利 用 料 金（標準的料金）

本料金表の自己負担額は、1割として算出した額となっているため、一定以上の所得のある2割負担の方、現役並みの所得がある3割負担の方については、下記のア・イを2割分・3割分にして読み替えることとする。

ア. 介護給付対象利用料金（指定通所介護事業）

・通所介護費

サービス提供時間：8時間以上9時間未満

（単位：円／日）

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービス 利用料金	6, 6 6 0	7, 8 7 0	9, 1 1 0	10, 3 6 0	11, 6 2 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5, 9 9 4	7, 0 8 3	8, 1 9 9	9, 3 2 4	10, 4 5 8
3. 自己負担額 「1－2」	6 6 6	7 8 7	9 1 1	1, 0 3 6	1, 1 6 2

サービス提供時間：7時間以上8時間未満

（単位：円／日）

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービス 利用料金	6, 5 5 0	7, 7 3 0	8, 9 6 0	10, 1 8 0	11, 4 2 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5, 8 9 5	6, 9 5 7	8, 0 6 4	9, 1 0 0	10, 2 7 8
3. 自己負担額 「1－2」	6 5 5	7 7 3	8 9 6	1, 0 1 8	1, 1 4 2

サービス提供時間：6時間以上7時間未満

（単位：円／日）

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービス 利用料金	5, 8 1 0	6, 8 6 0	7, 9 2 0	8, 9 7 0	10, 0 3 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5, 2 2 9	6, 1 7 4	7, 1 2 8	8, 0 7 3	9, 0 2 7

3. 自己負担額 「1-2」	5 8 1	6 8 6	7 9 2	8 9 7	1, 0 0 3
-------------------	-------	-------	-------	-------	----------

サービス提供時間：5 時間以上 6 時間未満

(単位：円／日)

要介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
1. 介護サービス 利用料金	5, 6 7 0	6, 7 0 0	7, 7 3 0	8, 7 6 0	9, 7 9 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5, 1 0 3	6, 0 3 0	6, 9 5 7	7, 8 8 4	8, 8 1 1
3. 自己負担額 「1-2」	5 6 7	6 7 0	7 7 3	8 7 6	9 7 9

サービス提供時間：4 時間以上 5 時間未満

(単位：円／日)

要介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
1. 介護サービス 利用料金	3, 8 6 0	4, 4 2 0	5, 0 0 0	5, 5 7 0	6, 1 4 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	3, 4 7 4	3, 9 7 8	4, 5 0 0	5, 0 1 3	5, 5 2 6
3. 自己負担額 「1-2」	3 8 6	4 4 2	5 0 0	5 5 7	6 1 4

サービス提供時間：3 時間以上 4 時間未満

(単位：円／日)

要介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
1. 介護サービス 利用料金	3, 6 8 0	4, 2 1 0	4, 7 7 0	5, 3 0 0	5, 8 5 0
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	3, 3 1 2	3, 7 8 9	4, 2 9 8	4, 7 7 0	5, 2 6 5
3. 自己負担額 「1-2」	3 6 8	4 2 1	4 7 7	5 3 0	5 8 5

サービス提供時間：2 時間以上 3 時間未満

(単位：円／日)

要介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
1. 介護サービス 利用料金	4 時間以上 5 時間未満の利用料金の 1 0 0 分の 7 0				

2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	4時間以上5時間未満の介護保険から給付される料金の100分の70
3. 自己負担額 「1-2」	4時間以上5時間未満の自己負担額の100分の70

・入浴介助加算

(単位：円／日) ※1

加算項目	入浴介助加算（Ⅰ） ※2	入浴介助加算（Ⅱ） ※3
1. 加算料金	400	550
2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	360	495
3. 自己負担額 「1-2」	40	55

※1 入浴介助加算（Ⅰ）、同加算（Ⅱ）は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※2 入浴介助を行った場合に加算されます。

※3 （Ⅰ）の算定要件を満たし、介護福祉士等が居宅に訪問し、浴室での利用者の動作及び環境を評価していること。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した介護福祉士等が、介護支援専門員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。身体状況・浴室環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。入浴計画に基づき、個浴その他の自宅に近い環境で入浴介助を行う場合に加算されます。

・中重度者ケア体制加算

(単位：円／日)

加算項目	中重度ケア体制加算 ※4
1. 加算料金	450
2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	405
3. 自己負担額 「1-2」	45

※4 中重度者の割合が一定程度以上であり、サービス提供時間帯を通じて看護職員を1名以上配置している場合に加算されます。

・生活機能向上連携加算

(単位：円／月) ※5

加算項目	生活機能向上連携加算（Ⅰ） ※6〔3月に1回〕	生活機能向上連携加算（Ⅱ） ※7
1. 加算料金	1, 0 0 0	2, 0 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	9 0 0	1, 8 0 0
3. 自己負担額 「1－2」	1 0 0	2 0 0

※5 生活機能向上連携加算（Ⅰ）、同加算（Ⅱ）は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※6 外部と連携した理学療法士等から事業所等のサービス提供の場合または ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上での助言に基づき、共同して個別機能訓練計画を作成していること。機能訓練指導員等が計画に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。計画の評価を3月に1回以上行い、進捗状況に応じて訓練内容の見直しを行った場合に加算されます。

※7 外部と連携し理学療法士等が当施設に訪問し、共同して個別機能訓練計画を作成していること。機能訓練指導員等が計画に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。計画の評価を3月に1回以上行い、進捗状況に応じて訓練内容の見直しを行った場合に加算されます。

・ 個別機能訓練加算

（単位：円／日） ※8

加算項目	個別機能訓練加算 （Ⅰ）イ ※9	個別機能訓練加算 （Ⅰ）ロ ※10	個別機能訓練加算 （Ⅱ） ※11
1. 加算料金	5 6 0	8 5 0	2 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	5 0 4	7 6 5	1 8 0
3. 自己負担額 「1－2」	5 6	8 5	2 0

※8 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、同加算（Ⅰ）ロは、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置し、自立支援と日常生活の充実に役立つよう複数の機能訓練項目を準備し、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されている場合に加算されます。また、計画の作成、訓練の実施については機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、これに基づき計画的に機能訓練を行うこととなります。

- ※10 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する看護職員等を1名以上配置し、他の職種の者が共同して利用者の生活向上に役立つよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、これに基づき利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、看護職員等が心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されている場合に加算されます。
- ※11 (Ⅰ)に加えて、利用者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、実施に当たって必要な情報を活用した場合に加算されます。(Ⅰ)イまたはロと重複して算定が可能です。

・ADL維持等加算

(単位：円／月) ※12

加算項目	ADL維持等加算 (Ⅰ) ※13	ADL維持等加算 (Ⅱ) ※14
1. 加算料金	300	600
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	270	540
3. 自己負担額 「1－2」	30	60

- ※12 ADL維持等加算(Ⅰ)、同加算(Ⅱ)は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。
- ※13 一定期間内に利用者のADLの維持または改善の度合いが一定の水準(調整済ADL利得1)を超え、ADL値の測定結果を厚生労働省に提出した場合に加算されます。
- ※14 ADL維持加算(Ⅰ)の要件を満たし、ADLの維持または改善の度合いが一定の水準(調整済ADL利得2)を超え、ADL値の測定結果を厚生労働省に提出した場合に加算されます。

・認知症加算

(単位：円／日)

加算項目	認知症加算 ※15
1. 加算料金	600
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	540
3. 自己負担額 「1－2」	60

- ※15 認知症の方の割合が一定程度以上であり、認知症に係る専門的、実践的な研

修等を修了した職員を1名以上配置している場合に加算されます。

・若年性認知症利用者受入加算 (単位：円／日) ※16

加算項目	若年性認知症利用者受入加算 ※17
1. 加算料金	6 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	5 4 0
3. 自己負担額 「1－2」	6 0

※16 認知症加算とは重複して加算されません。

※17 若年性認知症利用者に対して指定通所介護を行った場合に加算されます。

・栄養アセスメント加算 (単位：円／月) ※18

加算項目	栄養アセスメント加算 ※19
1. 加算料金	5 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	4 5 0
3. 自己負担額 「1－2」	5 0

※18 栄養アセスメント加算と口腔・栄養スクリーニング（Ⅰ）、栄養改善加算とは重複して加算されません。

※19 管理栄養士を1名以上配置していること。利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者または家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって必要な情報を活用することで加算されます。

・栄養改善加算 (単位：円／回)

加算項目	栄養改善加算 ※20
1. 加算料金	2, 0 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1, 8 0 0

3. 自己負担額 「1-2」	200
-------------------	-----

※20 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算されます。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定されます。また、栄養改善サービスの提供にあたって、必要に応じ居宅を訪問する。

・口腔・栄養スクリーニング加算

（単位：円／月） ※21

加算項目	口腔・栄養スクリーニング加算 （Ⅰ） ※22〔6月に1回〕	口腔・栄養スクリーニング加算 （Ⅱ） ※23〔6月に1回〕
1. 加算料金	200	50
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	180	45
3. 自己負担額 「1-2」	20	5

※21 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）と同加算（Ⅱ）とは重複して加算されません。

※22 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔及び栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔及び栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者の担当介護支援専門員に提供した場合に加算されます。また、同加算（Ⅰ）と栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算（Ⅰ）とは重複して加算されません。

※23 栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算（Ⅰ）のいずれかを算定している場合で、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔又は栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔又は栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者の担当介護支援専門員に提供した場合に加算されます。

・口腔機能向上加算

（単位：円／月） ※24

加算項目	口腔機能向上加算（Ⅰ） ※25〔3月に1回〕	口腔機能向上加算（Ⅱ） ※26〔3月に1回〕
1. 加算料金	1,500	1,600
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1,350	1,440
3. 自己負担額 「1－2」	150	160

※24 口腔機能向上加算（Ⅰ）と同加算（Ⅱ）は、いずれかの加算のみで、重複して加算されません。

※25 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護福祉士生活相談員等の職種が共同して利用者ごとに口腔機能改善管理指導計画を作成すること。その計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行うとともに、口腔機能を定期的に記録すること。利用者ごとの計画の進捗状況を定期的に評価することで加算されます。

※26 ※25 の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理を適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用することで加算されます。

・科学的介護推進体制加算（単位：円／月）

加算項目	科学的介護推進体制加算 ※27
1. 加算料金	400
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	360
3. 自己負担額 「1－2」	40

※27 利用者ごとにADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合に加算されます。

・サービス提供体制強化加算（単位：円／日） ※28

加算項目	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※29	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※30	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※31
1. 加算料金	2 2 0	1 8 0	6 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1 9 8	1 6 2	5 4
3. 自己負担額 「1-2」	2 2	1 8	6

※28 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、と同加算(Ⅱ)、と同加算(Ⅲ)は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※29 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上である場合又は勤続10年以上の介護福祉士が100分の25以上の場合に加算されます。

※30 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に加算されます。

※31 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である場合又は勤続7年以上の介護福祉士が100分の30以上の場合に加算されます。

・ 同一建物から通う方の減算 (単位：円／日)

減算項目	同一建物から通う方の減算 ※32
1. 減算料金	－ 9 4 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	－ 8 4 6
3. 自己負担額 「1-2」	－ 9 4

※32 同一建物から通う方に対しサービスを提供した場合に所定の料金から減算されます。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる方、その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる方に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。

・ 送迎を行わない場合の減算 (単位：円／日)

減算項目	送迎を行わない場合の減算 ※33
1. 減算料金	－ 4 7 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	－ 4 2 3

3. 自己負担額 「1－2」	－ 4 7
-------------------	-------

※33 利用者に対して居宅と事業所間の送迎を行わなかった場合、片道ごとに減算されます。

・介護職員処遇改善加算

(単位：円／月)

加算項目	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※34
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 59
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 59
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 59

※34 厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、減算料金の合計）の 1000 分の 59 に相当する額が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算

(単位：円／月) ※35

加算項目	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 12	算出した料金の 1000 分の 10
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 12	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 10
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 12	算出した自己負担額の 1000 分の 10

※35 厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員等の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算を除く））の(Ⅰ) 1000 分の 12 か(Ⅱ) 1000 分の 10 に相当する額が加算されます。

・介護職員等ベースアップ等支援加算

(単位：円／月) ※36

加算項目	介護職員等ベースアップ等支援加算
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 11

2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 11
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 11

※36 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定しており、加算額の 2/3 は介護職員等のベースアップ等を使用した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を除く））の 1000 分の 11 に相当する額が加算されます。

イ．総合事業〔通所型サービス〕対象利用料金

・通所型サービス費

（単位：円／月）

要支援状態	要 支 援 1	要 支 援 2
1. 介護サービス 利用料金	1 6, 7 2 0	3 4, 2 8 0
2.「1」のうち、総合 事業支給費から 給付される料金	1 5, 0 4 8	3 0, 8 5 2
3. 自己負担額 「1－2」	1, 6 7 2	3, 4 2 8

・通所型サービス費（日割り）

（単位：円／日） ※37

要支援状態	要 支 援 1	要 支 援 2
1. 介護サービス 利用料金	5 5 0	1, 1 3 0
2.「1」のうち、総合 事業支給費から 給付される料金	4 9 5	1, 0 1 7
3. 自己負担額 「1－2」	5 5	1 1 3

※37 利用開始月、利用終了月、ショートステイを利用された月は、日割り計算となります。

・栄養アセスメント加算 （単位：円／月） ※38

加算項目	栄養アセスメント加算 ※39
1. 加算料金	5 0 0

2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	4 5 0
3. 自己負担額 「1－2」	5 0

※38 栄養アセスメント加算と口腔・栄養スクリーニング（Ⅰ）、栄養改善加算とは重複して加算されません。

※39 管理栄養士を1名以上配置していること。利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者または家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって必要な情報を活用することで加算されます。

・栄養改善加算 (単位：円／月)

加算項目	栄養改善加算 ※40
1. 加算料金	2, 0 0 0
2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	1, 8 0 0
3. 自己負担額 「1－2」	2 0 0

※40 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算されます。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定されます。また、栄養改善サービスの提供にあたって、必要に応じ居宅を訪問する。

・口腔・栄養スクリーニング加算 (単位：円／月) ※41

加算項目	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ※42〔6月に1回〕	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ※43〔6月に1回〕
1. 加算料金	2 0 0	5 0

2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	1 8 0	4 5
3. 自己負担額 「1－2」	2 0	5

※41 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）と同加算（Ⅱ）は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※42 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔及び栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔及び栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者の担当介護支援専門員に提供した場合に加算されます。また、同加算（Ⅰ）と栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算（Ⅰ）とは重複して加算されません。

※43 栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算（Ⅰ）のいずれかを算定している場合で、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔又は栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔又は栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者の担当介護支援専門員に提供した場合に加算されます。

・科学的介護推進体制加算 （単位：円／月）

加算項目	科学的介護推進体制加算 ※44
1. 加算料金	4 0 0
2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	3 6 0
3. 自己負担額 「1－2」	4 0

※44 利用者ごとにADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合に加算されます。

・生活機能向上グループ活動加算 （単位：円／月）

加算項目	生活機能向上グループ活動加算 ※45
1. 加算料金	1 , 0 0 0

2.「1」のうち、総合 事業支給費から 給付される料金	9 0 0
3. 自己負担額 「1－2」	1 0 0

※45 生活相談員等の従業者が共同で、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画を作成し、この作成及び実施において生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、生活意欲が増進されるよう援助し、心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供され、このサービスが1週につき1回以上行われている場合に加算されます。

・ サービス提供体制強化加算

(単位：円／月) ※46

加算項目	サービス提供体制 加算 (Ⅰ) ※47		サービス提供体制加 算 (Ⅱ) ※48		サービス提供体制 加算 (Ⅲ) ※49	
	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
1. 加算料金	8 8 0	1, 7 6 0	7 2 0	1, 4 4 0	2 4 0	4 8 0
2.「1」のうち、総合 事業支給費から 給付される料金	7 9 2	1, 5 8 4	6 4 8	1, 2 9 6	2 1 6	4 3 2
3. 自己負担額 「1－2」	8 8	1 7 6	7 2	1 4 4	2 4	4 8

※46 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)、と同加算 (Ⅱ)、と同加算 (Ⅲ) は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※47 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上である場合又は勤続10年以上の介護福祉士が100分の25以上の場合に加算されます。

※48 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に加算されます。

※49 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である場合又は勤続7年以上の介護福祉士が100分の30以上の場合に加算されます。

・ 同一建物から通う方の減算

(単位：円／月)

減算項目	同一建物から通う方の減算 ※50	
要支援状態	要支援1	要支援2
1. 減算料金	－ 3, 7 6 0	－ 7, 5 2 0

2.「1」のうち、総合事業支給費から給付される料金	－ 3, 3 8 4	－ 6, 7 6 8
3. 自己負担額 「1－2」	－ 3 7 6	－ 7 5 2

※50 同一建物から通う方に対しサービスを提供した場合に所定の料金から減算されます。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる方、その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる方に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。

・介護職員処遇改善加算

(単位：円／月)

加算項目	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※51
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 59
2.「1」のうち、総合事業支給費から給付される料金	算出した総合事業支給費から給付される料金の 1000 分の 59
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 59

※51 滝上町が定める基準に従い、介護職員の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、減算料金の合計）の 1000 分の 40 に相当する額が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算

(単位：円／月) ※52

加算項目	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 12	算出した料金の 1000 分の 10
2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 12	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 10
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 12	算出した自己負担額の 1000 分の 10

※52 厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員等の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算を除く））の（Ⅰ）1000 分の 12 か（Ⅱ）1000 分の 10 に相当する額が加算されます。

・介護職員等ベースアップ等支援加算

(単位：円／月) ※53

加算項目	介護職員等ベースアップ等支援加算
1. 加算料金	算出した料金の 1000 分の 11
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の 1000 分の 11
3. 自己負担額 「1－2」	算出した自己負担額の 1000 分の 11

※53 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定しており、加算額の 2/3 は介護職員等のベースアップ等に使用した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を除く））の 1000 分の 11 に相当する額が加算されます。

ウ．介護給付対象外利用料金

(単位：円／食)

食 費 一 部 負 担 金	2 5 0
その他利用者が負担することが 適 当 と 認 め ら れ る 費 用	実 費

※食費一部負担金を除く、食費及び日常生活上の経費や行事・趣味活動に係る経費については、滝上町の委託費が支出されています。